

外国法紹介

移民に関する政府機関:各機関の役割

米国での就労や米国への移住を検討している場合、親族ビザ申請や H-1B ビザ申請に関わらず、どの米国政府機関が関与するかを把握しておくことが有益です。本記事では、関与する各機関と、米国移民制度におけるそれらの機関の役割について解説します。

3つの主な省庁

米国には、家族関連および就労関連の移民案件に関与する主要な省庁が 3 つあります。国土安全保障省(Department of Homeland Security:DHS)、労働省(Department of Labor:DOL)、国務省(Department of State:DOS)です。

国土安全保障省(DHS)

国土安全保障省は、2001 年 9 月 11 日テロ事件を受けて設立され、2003 年に業務を開始しました。米国市民権・移民局(USCIS)、税関・国境警備局(CBP)、移民・関税執行局(ICE)の 3 つの機関で構成されています。

USCIS は、米国内で提出された移民および帰化・市民権申請の処理を担当しています。ビザ申請、帰化申請、亡命・難民申請、永住権(グリーンカード)申請の面接や書類処理を行っています。

CBP は主に米国の国境警備を担い、貿易や税関の執行、米国に到着する移民の対応を担当しています。空港や港でよく見かける機関です。

ICE は連邦の法執行機関で、刑事捜査や移民法の執行を行い、不法滞在者の国外退去権限を持っています。過去には司法審問で不法滞在と認定された場合に限り、退去執行を行っていました。現在、ICE の執行行為が完全に合法かどうかは不明ですが、米国史上最大かつ最も資金が投入された連邦法執行機関となっています。

労働省(DOL)

労働省は、移民に関して雇用関連ビザに特化しています。外国人労働認証局、PERM 処理センター、全国賃金基準センター、州労働局が雇用主と連携し、米国居住者で充足できない職にのみ就労ビザが発給されるようにし、雇用に基づくグリーンカード申請を処理しています。

国務省(DOS)

国務省は、移民に関して、海外の各領事館や大使館を通じて業務を行っています。海外在住の米国市民へのサービス提供だけでなく、非移民・移民ビザの両方の発給手続きを担当しています。米国内で USCIS を通じて申請された多くの案件でも、対応する米国大使館や領事館での手続きが必要となる場合があります。

弁護士法人三宅法律事務所について

三宅法律事務所は、日本の法律事務所です。日本企業の海外との取引や海外進出について、海外の法律事務所とも連携しながらサポートしています。海外に関連してご相談がありましたら、遠慮なくご連絡ください。

以上

【注意事項】

- ・本書は情報提供のみを目的としており、法的助言を構成するものではなく、また法的助言として依拠しないようにお願いします。
- ・弊所の弁護士は、原則として日本法弁護士です。本書は、一般的な情報提供を目的としています。現地法については、現地法の弁護士にご確認ください。
- ・本書の内容は公表時点での有効な法令に基づいています。法改正等により内容が変更される可能性がありますので、最新の情報をご確認ください。

連絡先

クロスボーダーチーム

チームへメールする

メールアドレス:cross-border@miyake.gr.jp

他の記事は[こちら](#)

福田泰親

クロスボーダーチームリーダー

パートナー

プロフィールは[こちら](#)

楠部幸路

クロスボーダーチーム共同リーダー

パートナー

プロフィールは[こちら](#)

鍼田ニコラス

外国弁護士(外国法事務弁護士未登録)

プロフィールは[こちら](#)

水関莉子

アソシエイト

プロフィールは[こちら](#)

三井彩加

アソシエイト

プロフィールは[こちら](#)

弁護士法人三宅法律事務所

<https://www.miyake.gr.jp/>

大阪事務所 : 〒541-0042 大阪市中央区今橋 3 丁目 3 番 13 号 ニッセイ淀屋橋イースト 16 階

東京事務所 : 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1 丁目 7 番 1 号 有楽町電気ビルディング北館 9 階